議事錄第二十七號

大正十四年第十二次居留民會臨時會議事錄

天津居留民團

大正十四年第十二次居留民會臨時會議事錄

大正十四年十二月十八日於公會堂

議事日程

第一、民會議長選擧
第二、行政委員選擧
第三、豫備行政委員選擧

出席議員　五十一名

太田利三郎	川島範叓	平井久一	牧尙一
勝田重直	眞藤棄生	田中鋳太郎	川村龍雄
金山喜八郎	郡茂行	清水幸三郎	矢澤千太郎
森川照太	檜垣恭興	小谷萬治郎	天田朝義
遠藤盛彌	小倉知正	川本吾一	大澤大之助
赤山今朝治	岡本久雄	黒澤兼次郎	遠山猛雄
長野勳	有留重利	古田治四郎	利根川久
橋本國三郎	永安平吉	千葉初藏	阿部政吉
吉野久七	吉田房次郎	田村俊次	池田三男也
山川眞	根本儀太郎	相原俊夫	砂田實
兒島鷺麿	西村博	小林陽之助	中村常三郎
臼井忠三	濱田邦太郎	佐々木敏丸	野崎誠近
上野壽	久留島貞次	山西健吉	

四時二十五分振鈴開議

○副議長（黒澤兼次郎君）登壇（拍手起る）

今回民會議長、行政委員並に豫備行政委員の缺員及任期滿了の爲めに、監督官廳より臨時民會を招集せられまして今日お集りを願つた次第であります。

本日の出席議員は五十一名であります。定數に達して居りますから之より開會致します。只今總領事より臨時民會招集に對する訓示がありますから暫くの間御靜聽願ひます。

○總領事（有田八郎君）（拍手起る）

今回居留民團法施行規則第三十八條に據りまして臨時居留民會を招集致しました處が、諸君に於かれましては年末多忙の際に不拘招集に應ぜられ茲に民會の成立を見ました事は私として滿足に感じます。臨時民會の議事は只今議長からお話しの通り行政委員及豫備行政委員の選擧、民會議長の選擧であります。此の行政委員の選擧を臨時民會を招集して選擧するに至つた点は一應お話する必要があると存じます。施行規則の四十四條第三項に據りますれば「行政委員及豫備行政委員ハ毎年居留民會ニ於テ議員中ヨリ選擧シ領事ノ認可ヲ得テ之ヲ定ム」とありますが、御承知の通り民團法施行規則の改正に基きまして本年三月に行政委員の選擧があつたのであります。從つ

て此の四十四條第三項の規定から言ひますれば毎年之を選擧すると云ふので、既に三月行政委員の選擧を施行致しましたとすれば今再び行政委員の選擧をする事は法文上違反の感が無いでも無いのであります。乍併御承知の通り施行規則制定當時に於きましては新たなる行政委員が自分の編成した豫算を行ふ事が便利であると云ふ趣旨に依つて制定されて居るのでありまして、本年十二月に選擧をしなければ此の規定の趣旨に添はん様な結果に成るのであります。從つて改正法規の文面には稍々衝突するの感がありますが之は過渡期第一回として已むを得ないのであります。此の点は外務省の了解も得て居るのであります、此の臨時民會に於て選擧致します議長並に行政委員、豫備行政委員は何れも居留民團自治の上には重要なる關係を有するのであります。議長は議塲の整理に手腕を有する人で無くては成りませぬ。行政委員及豫備行政委員は民團行政の執行機關として極めて煩雜なる事務を執つて行かなければならぬのであります。而も之を敏活に處理する必要があるので、其の事務を圓滑且つ敏活にやつて行く事は行政委員各個の能力が充分でなければならぬ事は勿論の話しであつて、其の以外にお互ひに調和を取つて事務に差支へを生ぜしめぬと云ふ様にする事が必要であります。議長、行政委員及豫備行政委員、是等の人の適任者を得ると否とは民團行政の擧がる擧がらんに頗る關係があるので本日の臨時民會に於きまして諸君は此点に就て充分御考慮の上議長並に行政委員及豫備行政委員の選擧を愼重にされん事を希望して置きます。（拍手起る）

○副議長（黒澤兼次郎君）

選擧に這入る前に御報告する事其他お願する事があります。今回の議事を筆記して居ります關係

上居留民會々議規則第四十八條に據りまして議事錄署名者を必要と存じますから田村俊次君太田利三郎君の兩議員を議事錄署名者として推薦致します。

それから民會議員の移動を報告致します、本年の十月二十日に岡崎議員が辭任されまして新たに上任された人は山川眞君であります。山川君御起立を願ひます。（山川君起立）諸君に御紹介を致します。（拍手起る）其の次は速水篤治郎君、萩野隆一君、松原秀三君、中島盛彦君此の四人の方は都合に依つて辭任されて此の地に居られませぬ。之より民會議長選擧に移ります。

○總領事（有田八郎君）

選擧立會人を濱田、平井兩君に願ひます。

○副議長（黒澤兼次郎君）

今から投票用紙を配付致します。（此間投票）

○吉川書記　投票漏れはありませぬか。

それでは之より開函致します。

○副議長（黒澤兼次郎君）

投票の數と名刺の數と合致して居りますから之より開票致します。（此間採點）

○副議長（黒澤兼次郎君）

採點の結果を御報告致します。總數五十一票の中黒澤兼次郎君四十二票、砂田實君二票、臼井忠三君二票、小林陽之助君一票、川本吾一君一票、大澤大之助君一票、有留重利君一票、吉田房次郎君一票、最高點を以て黒澤兼次郎君が當選致しました。（拍手起る）

（5）

○議長（黒澤象次郎君）
只今天津居留民會議長の重職に諸君の選擧に預つて不肖が就職致しました事は光榮の至りで皆樣に厚く感謝致します。然るに人格、手腕並び無き前議長の後に坐る事は心苦しい次第でありますが併諸君の御指導と御援助を待つて一年間の任務を全うしたいと存じますから謹んで議長の職をお受け致します。（拍手起る）
それから私は副議長でありましたが、議長となりましたので副議長は欠員に成りますが副議長の選擧は致しますか致しませぬか一寸諮り致します。
○行政委員會委員（山内新雄君）
只今民會議長から議場に諮られました通り、副議長が缺員であるから此の席で選擧をやつては如何かと存じます。（賛成の聲起る）
○議長（黒澤象次郎君）
只今川村會長から述べられました副議長の選擧を行ふのであると云ふ事に多數御賛成でありますから之より副議長の選擧を致します。
○總務部（石田八郎君）
選擧立會人を須田、平井兩君に委囑致します。（此間投票）
○議長（黒澤象次郎君）
今より投票用紙を配付致します。

（6）

投票濟れはありませぬか。
○議長（黒澤象次郎君）
之れより開函致します。
○議長（黒澤象次郎君）
名刺の數と投票數と合致して居りますから之より開票致します。（此間投點）
○議長（黒澤象次郎君）
開票の結果を御報告致します、總數五十一票の中四十二票御田實君、一票鈴木茂行君、一票上島鶴君、一票白井忠三君、一票野島滋現君、一票末田利三郎君、一票實藤安弟君、一票岡部直吉君、四十二票の多數を以て御田實君が當選致されました。（拍手起る）
○御田實君　此度から其大役を仰せで御座いますが、只今御推薦を得ました御田として一言御挨拶致します。私は全く經驗も御座いませんので所々平識を受けました事は恐縮に堪へませぬが、上に名譽長梁漢氏を御戴いますので喜んでお受け申す事に致します。將來共諸樣の御援助と御指導に依つて此の職を全うしたいと存じます。一寸一言御挨拶致します。
○議長（黒澤象次郎君）
引續き行政委員の選擧を行ひます。
○總務部（石田八郎君）
行政委員選擧の立會人を須田、平井兩君にお願致します。
○議長（黒澤象次郎君）

（7）

今から投票用紙を配付致します。（此間投票）
○議長（黒澤象次郎君）
投票濟れはありませぬか。
○議長（黒澤象次郎君）
之れより開函致します。
○議長（黒澤象次郎君）
名刺の數と投票數と合致して居りますから之より開票致します。（此間採点）
○議長（黒澤象次郎君）
結果を御報告致します。

四	票	臼田牧
四	票	井村尚忠
五	票	小林陽之俊
五	票	大澤
五	票	川本
五	票	吉田房吾
五	票	利根川龍
五	票	村雄
五	票	久雄
五	票	一郎君
五	票	助一君
五	票	吉次郎君
五	票	三次君

（8）

斯云ふ結果でありますが、茲に同票の同點者は四名ありますが、一名減りますから此の四名の方に付いて決選投票を致します。
○橋本國三郎君　一人出ますか三人出ますか。
○議長（黒澤象次郎君）
投票は白紙であります。
○議長（黒澤象次郎君）
今より投票用紙を配付致します。（此間投票）
○議長（黒澤象次郎君）
投票濟れはありませぬか。
○議長（黒澤象次郎君）
之れより開函致します。
○議長（黒澤象次郎君）
名刺の數と投票數と合致して居りますから之より開票致します。（此間採点）
○議長（黒澤象次郎君）
決選投票の結果を御報告致します、總數五十一票の中

十七票	白井忠三君	
四票	上野雄君	
四票	遠山猛君	

十七票　上野壽君
九　票　田村俊次君
八　票　遠山猛雄君

○議長（黑澤兼次郎君）
それでは當選者の結果を改めて申上ます。

川村龍雄君　利根川久君　吉田房次郎君
川本吾一君　大澤大之助君　小林陽之助君
牧　尙一君　臼井忠三君　上野壽君
田村俊次君

此の十名が行政委員に當選致されました。（拍手起る）
○議長（黑澤兼次郎君）
之より十五分間休憩致します。（午後五時二十七分）
五時四十二分再開
○議長（黑澤兼次郎君）
引續き豫備行政委員の選擧を致します。
○總領事（有田八郞君）
選擧立會人を平井、濱田兩君にお願ひ致します。
○議長（黑澤兼次郎君）

今より投票用紙を配付致します。
○議長（黑澤兼次郎君）
投票漏れはありませぬか。
○議長（黑澤兼次君）
それでは開函致します。
○議長（黑澤兼次郎君）
名刺の數と投票數と合致して居りますから之より開票致します。（此間探点）
○議長（黑澤兼次郎君）
開票の結果を御報告致します。總數九十一票の中十七票遠山猛雄君、十票川島範亨君、九票檜垣恭興君、五票遠藤盛彌君、四票相原俊夫君の五名が豫備行委員に當選されました。（拍手起る）
○議長（黑澤兼次郎君）
次点者を申上ます二票久留島貞次君、二票吻田重直君、一票郡茂行君、一票眞藤棄生君
○議長（黑澤兼次郎君）
諸君本日附議されたる選擧の件が茲に芽出度終了致しました事は誠に御同慶の至りであります茲に於て一言前行政委員諸君に對して感謝の意を表したいと思ひます。
前行政委員諸君は過去に於て民團の事業に對し、殊に埠頭築造工事の端を開かれたること又時局動亂に際し日本租界が今尙ほ危險に瀕し居る時に義勇隊を設けられて駐屯軍の策動に順應せられたる等共のお骨折りは誠に大なるものであります。吾人は茲に民會議員を代表して厚く感謝致し

ます。又今回の選はれたる新行政委員諸君は民團事業の益々多事ならんとする十五年度に當り十二分に御自重されて民團奉仕の爲めに御努力されん事をお願ひ致します。（拍手起る）
○行政委員會長（川村龍雄君）
吾々は民會議長から厚きお言葉を戴いて誠に汗顏の次第であります。私共舊行政委員は民會議員諸君共他各位の御援助及監督官の御監督の下に事務を遂行して居りましたが、埠頭築造の如き仕事は其の緖に付いた許りで未だ非常に六ケ敷い事柄が殘つてゐます、吾々舊行政委員は之を完成するに到らずして任期が盡きましたが、新行政委員諸君は監督官廳の御指導民會議員其他在留民各位の御援助に依つて無事に此の大きなる仕事を完成致したいと存じます。どうぞ將來も諸君の御指導と御厚意を得たいと存じます。（拍手起る）
○森川照太君　私は緊急動議を提出致したいと存じますが差支へありませぬか。
○議長（黑澤兼次郎君）
緊急の事件と云ふのは何ですか議題を述べてください。
○森川照太君　軍隊派遣の電報を居留民會の名に於て出す事を本民會で可決致したいと思ひます。
○議長（黑澤兼次郎君）
只今森川議員より租界警備の爲めに軍隊の派遣を民會の決議を以て可決致したいと云ふ動議が出ましたが御贊成の方は御起立を願ひたい。（起立者多數）
○議長（黑澤兼次郎君）
贊成者多數でありますから森川議員の動議は成立致しました。

○森川照太君　動議が成立致しましたので私が緊急動議を提出した理由を簡單に申上ます。皆様も御承知の通り此の度の時局は一時小康を得て居りますけれども、未だ安全な域に達して居りませぬ。寧ろ之から先に大なる懸念がありはしないかと云ふ事が充分考へられる。此の折りに當り當地駐屯軍、官憲はそれぞ〵適當な處置を執られ、民團でも義勇隊を拵へ、のみならず行政委員會は一度總領事の手を經て外務省に申請し重ねて陸海軍に向つて同樣の事を申請された事も存じて居りますが、斯く迄に手續きされたに不拘、今に到る迄本國政府よりは何等の回答がなく、軍隊の出動の報知も未だありませぬ、勿論出兵と云ふ如き大事件は輕々しくやる事でありませぬから政府に於ても相當考慮する事があつて今以て其の域に及ばんのであるかも知れませんが、驅逐艦二隻を派遣したのみでどうも何か事が起つた場合共れに要する兵は充分で無い事は無論存じてゐます。然るに今日迄尙驅逐艦二隻の派遣に止り政府より何等の回答も無き事は吾々居留民として は甚だ遺憾に存ずる次第であります、何故に今日迄出兵を斷行しないのか、政府が躊躇して意を決せぬと云ふ事は吾々に測定出來ませぬ、內地新聞の云ふ處に依ると種々周圍の事情を考慮せられて居ると云ふ事は察するに難くありませんが、乍併、五千の居留民は一朝直隸の破れる時は充分なる危險に接すると云ふ事は想像に難くないので、政府が已に軍備を有して居る以上例へ五千の居留民は少數か知れませぬが共の居留民に對して適當に保護する事は政府が當然する事である事と存ずる次第であります。或は政府に於ては如斯き危險は逼迫して居らんと云ふ事を考へて居るのかも知れませんが共れは誤謬であつて甚だ遺憾であるし又怪しからぬ事と存じてゐます。何れにしても政府が別段方法を講じない事は諒解に苦しむ。本日茲に臨時居留民會が開かれたのであ

（14）

合しそれなら義勇隊も事が休養して居る間は矢張休養の形態に置いたらとうかと云ふ事で各部都に御相談致しました處それで宜敷い然し事が再び事件を立てる様に成つた時は義勇隊の方も今迄通りに出動して貰いたいと云ふ事で、昨日五時頃から義勇隊は休養形態に這入つたのであります。決して参謀の間が心配なく、暴徒はもう租界に被害を及ぼす様な事は無いと云ふので義勇隊を解散した譯ではありません。

○森田茂君　重ねて申上ますが私は今の暴徒の形態が一時小康を得て居るが義勇隊の休養、派遣兵の休養と云ふ事は一時小康を待て居る爲めに休息して居るので其の間に決定的の解決がありつたのでは無く、色んな噂がある以上此の後に激昂がある事は多數平事過の一致した意見であります。

況非上の見地から考へますれば現在兵數が日本租界を護るに足らんと云ふ事は若干御存じの通りで而も支那街衢に面して居るし一方佛租界英國租界は日本租界の四倍乃至六倍の兵力を持つて居る上に防備すべき線は狭い、日本租界の護らなければならん線は非常に多いので警備と云ふ上に於て況非共増兵の必要があると存じます、想像し得る限りに於ては政府は外國人に動しても考慮すべき必要を考へて居るかも知れませぬけれども何時暴発、騒擾の危險に陥られるかも知れません。

から吾々の民會が如斯き要求を政府にする事は當然でありますから滿場一致を以て政府に効目のある様に御察度を願ひたい。（賛成の聲起る）

○議長（黒澤兼六郎君）

他に御質問ありませぬか。（發言者無し）

○議長（黒澤兼六郎君）

（15）

御意見も無い様でありますが之は頗る深刻な事件と考へられますから慎重考慮で可決致したいと存じます。外御異議ありませんか。（異議無しの聲起る）

○議長（黒澤兼六郎君）

それでは本題議案は慎重考慮で可決確定と致しました。而に議長の名に於て外務省へ打電する事に致します。

○議長（黒澤兼六郎君）

本日の議案は之で總終致しました。御多用中御來會下された事に對して感謝致します、之で閉會致します。　六時十五分閉會

大正十四年度第十二次居留民會臨時會要錄

一、議　員　六十名
二、會　日（大正十四年十二月十八日）
三、會　場　公會堂
四、議長及會議係

議長	黒澤兼六郎
同同同書記	荒河平鈴宮吉
同同同記	野木川澤
同同同記	尾島喜美懷
同同同記	武久喜政一
同同同記	雄譲郎夫郎